

日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第22号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請)

第2条 一般廃棄物処理業(法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬の業及び同条第6項に規定する一般廃棄物の処分の業をいう。以下同じ。)又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可又は法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可の基準は、法に定めるもののほか、申請者が市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に事務所又は事業所を有する者)であることとする。

2 前項の規定は、収集した一般廃棄物を市外の一般廃棄物の最終処分場へ運搬することを業として行おうとする場合には適用しない。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第3条 条例第16条第1項の規定により交付する許可証は、様式第2号による。

2 許可の期限は、2年とする。

3 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(事業の範囲の変更)

第4条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者で、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、当該変更をしようとする日の30日前までに変更許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更を許可したときは、変更許可証(様式第4号)を交付する。

(許可証の再交付)

第5条 条例第16条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、許可証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第6条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは同法第38条の規定による届出は、許可事業廃止・変更届（様式第6号）により行わなければならない。
（許可の取消し等）

第7条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可取消書（様式第7号）又は事業停止命令書（様式第8号）により許可を取り消し、又は期限を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- (1) 許可基準に適合しなくなったとき。
- (2) 法令、条例、規則及び許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他市長が行政上必要であると認めたとき。

（許可証の返還）

第8条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期限が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 事業を廃止したとき。

2 許可業者は、事業の停止又は休止をする場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

（市の施設への搬入の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ごみ又はし尿の搬入について制限し、又は条件をつけることができる。

- (1) 施設能力の限界を超えるとき。
- (2) 施設の機能を損なうおそれのあるとき。
- (3) 施設の管理上不適當と認めたとき。

（報告の徴収）

第10条 許可業者は、その事業の実施に関し、前月の実績を毎月10日までに、処理事業実績報告書（様式第9号）又は清掃事業実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（立入検査）

第11条 立入検査をする場合には、職員は、身分証明書（様式第11号）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（手数料）

第13条 — 略 —

5 条例第12条第2項第1号に規定するごみ等については、1回の搬入重量が

5,000キログラムまでのものを扱うものとし、手数料の額は、次表による。

	1回の搬入重量	金額
1	50キログラムまで	300円
2	50キログラムを超えて100キログラムまで	500円
3	100キログラムを超えて150キログラムまで	1,000円
4	150キログラムを超えて5,000キログラムまでのものについては、150キログラムを超える50キログラムごとに	500円増

6 条例第12条第2項第2号に規定する発泡スチロールの手数料の額は、1キログラム（1キログラム未満の端数は切り上げる。）につき15円とする。

（手数料の徴収方法）

第14条 条例第12条第3項に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

— 略 —

(2) 市が収集、運搬及び処分する前号以外の一般廃棄物又は市の管理するごみ処理施設へ自ら搬入する一般廃棄物に係る手数料は、その都度徴収する。

2 既に徴収した手数料は、返還しない。

様式第1号（第2条関係）

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可申請書

日立市長 殿		年 月 日	
		住所 氏名	㊟
〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者氏名〕			
一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
取扱廃棄物	ごみ、し尿、浄化槽汚泥		
事業内容	収集、運搬、中間処理(焼却、破碎等)、埋立て、浄化槽清掃		
最終処分場所			
車両、器材の種類及び数量			
事業所、事業場及び営業所の所在地			
従業員の数	許可番号 第 号		
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	営業の区域	
許可条件			
許可してよろしいか。 理由	部長	課長	係長 係

(注)

- 1 太枠内を記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 事業計画
 - (2) 戸籍抄本(法人にあつては、定款又は寄附行為及び当該法人の登記事項証明書)
 - (3) 履歴書(法人にあつては、役員の名簿及び履歴書)
 - (4) 印鑑証明(法人にあつては、代表者の印鑑証明)
 - (5) 従業員名簿
 - (6) 処理・処分施設、車両、器材、保管場所その他施設等の構造、仕様、場所及び設計図並びに付近の見取図
 - (7) 納税証明書
 - (8) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする場合は、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項に掲げる書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

許 可 証

日立市指令 第 号 年 月 日	
殿	
日立市長 印	
年 月 日付けで申請のあつた一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業について、 次のとおり許可します。	
取扱廃棄物	ごみ、し尿、浄化槽汚泥
事業内容	収集、運搬、中間処理(焼却、破碎等)、埋立て、浄化槽清掃
最終処分の場所	
車両、器材の種類及び数量	
事業所、事業場及び営業所の所在地	
従業員の数	許可番号 第 号
許可期間 年 月 日から 年 月 日まで	営業の区域
許可条件	

(注)

- 1 この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
- 2 許可期間が切れたとき、又は事業を廃止し、若しくは休止したときは、直ちにこの許可証を返還してください。
- 3 市の施設への搬入及び作業方法については、係員の指示に従ってください。
- 4 上記の内容(許可番号、許可期間、営業の区域及び許可条件を除く。)に変更があつたときは、直ちにその旨を届け出てください。

様式第4号（第4条関係）

変 更 許 可 証

日立市指令 第 号

年 月 日

殿

日立市長



年 月 日付けで申請のあつた事業の範囲の変更については、次のとおり許可する。

許 可 番 号	第 号
変更許可年月日	年 月 日
許 可 内 容	
条 件	

様式第5号（第5条関係）

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

日立市長 殿

住 所

氏 名



〔法人にあつては、主たる事業所
の所在地、名称、代表者氏名〕

下記のとおり、許可証の再交付を受けたいので申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日						
許 可 番 号	第 号						
再 交 付 の 理 由							
添付書類 1 損傷した場合にあつては、損傷した許可証							
上記申請により再交付してよろしいか。							
	<table border="1"><tr><td>課 長</td><td>係 長</td><td>係 員</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	課 長	係 長	係 員			
課 長	係 長	係 員					

様式第6号（第6条関係）

許可事業廃止・変更届

年 月 日

日立市長 殿

住 所

氏 名



〔法人にあつては、主たる事業所
の所在地、名称、代表者氏名〕

下記のとおり一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の廃止・変更をしたいので届け出ます。

許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		
廃止・変更年月日	年 月 日から 廃止・変更		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
廃止・変更の理由			
添付書類 1 許可証(変更の場合不用)			
上記届を受理してよろしいか。			
課 長	係 長	係 員	受 理 年 月 日
			年 月 日

様式第7号（第7条関係）

許 可 取 消 書

日立市指令 第 号

年 月 日

殿

日立市長



年 月 日付け日立市指令 第 号で許可した一般廃棄物処理業・浄化槽
清掃業について、下記によりその許可を取り消します。

取消理由

指示事項

- 1 速やかに許可証を返還すること。
- 2 許可取消し後は、これに係る一切の事業を行ってはならない。

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、日立市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、日立市を被告(訴訟において日立市を代表する者は日立市長となります。)として、提起することができます。

様式第8号（第7条関係）

事業停止命令書

日立市指令 第 号

年 月 日

殿

日立市長



年 月 日付け日立市指令 第 号で許可した一般廃棄物処理業・浄化槽
清掃業について、下記により事業の停止を命ずる。

停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
停止理由	
指示事項 1 速やかに許可証を返還すること。 2 許可停止期間中は、これに係る一切の事業を行ってはならない。 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、日立市長に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、日立市を被告(訴訟において日立市を代表する者は日立市長となります。)として、提起することができます。	